

「国の行政改革の業務改革に関する取組方針(案)」に対する御意見  
の概要と御意見への考え方及び対応について

別紙2

連番	提出主体	御意見の概要	御意見に対する考え方・対応
1	個人	<p>現在我が国では、情報公開制度が整備されている。しかし、これを利用するためには、手続が煩雑で時間がかかるなどの理由で、一般国民が気軽に利用できるとはいえない状況にある。</p> <p>他方、本件方針案II1(1)イaは、「紙による業務処理」から「電子による業務処理」に転換するとしている。このため、今後情報公開の対象となる文書は、ほぼ電子化されることになると思われる。それゆえ、技術的には、情報公開の対象となる文書を作成時から即時に全てインターネットで公開することも可能になる。</p> <p>したがって、「電子による業務処理」への転換に伴い、原則として、情報公開の対象となる文書を作成時から即時に全てインターネットで公開するべき。</p>	<p>御意見ありがとうございます。政策に関する情報の提供にあたっては、提供する情報の拡充や迅速な提供など、より一層の充実に取り組んでまいりたいと考えております。</p>
2	個人	<p>個々の情報システムの寿命は、長くない。長期的には、改修や更改を積み重ねるなかで全体として成果を出す視点が必要。目の前の案件で終わりではなく、将来の次世代、次々世代につながるレガシーをいかに残すかという観点が必要。そう考えたとき、「民間にできることは民間に」が単なるSlerへの丸投げになったのでは、長期的には戦略性の欠如へと結びつき、逆効果であり、官の側で専門人材を確保することが、むしろ必要である。</p>	<p>御意見ありがとうございます。今後の行政のICT化の推進にあたって、参考にさせていただきます。</p>
3	個人	<p>国における市場化テスト、また地方公共団体における指定管理者制度などの民間委託については、「社会保険未加入」「雇止め」「労働条件の切り捨て」「官民の労働条件の不均衡」などの問題が多発している。</p> <p>このことは、官民格差の拡大につながり、ワーキングプアはもとより、出産自粛問題まで及んでいる。そのことを防止するためには、誓約書を徴取するのみではなく委託前の「労働条件の確認(就業規則の確認・賃金支払い実績の確認等)の労働諸法令の遵守状況の確認」が不可欠。</p>	<p>御意見ありがとうございます。今後の業務改革の推進にあたっての参考にさせていただきます。</p>
4	個人	<p>近年の交通手段の変化や地方公務員での旅費制度の見直しを踏まえ、国家公務員等の旅費に関する法律を見直し、原則実費支給するとともに、日当等を見直しを行うことが、国の行政の業務改革に資することとなる。</p>	<p>御意見ありがとうございます。今後の業務改革の推進にあたっての参考にさせていただきます。</p>
5	—	<p>2「(7)国民の意見・要望の収集」において、行政のICT化やオンライン利用の推進にあっても、インターネット等の環境がない国民にも政府の情報を得る機会は保証されなければならない。たとえば、パブリックコメントで、資料は窓口配布とインターネット公表だけという例があるが、郵送配布も方法として用意されているべきである。</p>	<p>御意見ありがとうございます。郵送配布を直ちに実施することは困難であるものと考えますが、さらなる情報提供の充実や意見公募手続の拡充に取り組んでまいりたいと考えております。</p>
6	—	<p>2「(3)社会保障・税番号制度の活用」においては、この番号制度の導入では国民の中に反対意見もあったことを踏まえ、国民の不信を招かないよう、厳正な運用や運用状況の情報公開を行うことなども方針に加えるべきである。</p>	<p>御意見ありがとうございます。今後の業務改革の推進にあたっての参考にさせていただきます。</p>

「国の行政改革の業務改革に関する取組方針(案)」に対する御意見  
の概要と御意見への考え方及び対応について

7	—	<p>統計調査については、1(4)の民間委託と、2(2)のオンラインの話題においてしか現れないが、現在、紙の調査票の場合に直接行政機関等に郵送で提出したいと希望しても許されず、調査員にしか提出できない調査がまだあったり、オンライン調査の場合でもID等を調査員から受け取らなければならなかったりと、真に必要な部分にのみ人手を使っているのか疑問であるので、例えば1(3)などにおいて、“統計調査については、実施方法が必要性・効率性の点で現状に適合しているか常に見直す”などの内容を盛り込むのがよいのではないか。</p>	<p>御意見ありがとうございます。ご指摘の点につきましては、統計調査に限ることなく、業務の必要性・効率性・有効性を不断に見直し(Ⅱ1(2))、また、より効率的・効果的な業務実施体制となるよう不断の見直しを行ってまいりたいと考えています(Ⅱ1(3))。</p>
8	全法務省労働組合	<p>共通的取組方針2(1)(公共データの民間開放の推進)について 行政が保有するデータについては、国民をはじめとした個人情報が多数含まれていることが一般的である。 したがって、「公共データの民間開放の推進」にあたっては、個人情報の漏洩・悪用を回避するための実効性ある措置を講じるべきである。</p>	<p>御意見ありがとうございます。今後の業務改革の推進にあたっての参考にさせていただきます。</p>
9	全法務省労働組合	<p>共通的取組方針2(2)(オンライン利用の促進)及び(4)(利用者の負担の軽減)について 「添付書類の削減・省略」「本人確認方法の簡素化」に伴い、いわゆる「なりすまし」による申請・届出等を防止する国の行政機関としての機能の低下が危惧される。 したがって、「添付書類の削減・省略」「本人確認方法の簡素化」にあたっては、申請・届出等の真正を担保するため、その範囲や方法などについて、より慎重な検討を図るべきである。</p>	<p>御意見ありがとうございます。今後の個別検討にあたって、参考にさせていただきます。</p>
10	全法務省労働組合	<p>共通的取組方針2(2)(オンライン利用の促進)及び(4)(利用者の負担の軽減)について 不動産や会社・法人の登記申請のオンライン利用にあたっては、その添付書類などの電子化(ペーパーレス化)が図られていないなど、社会的基盤の整備が極めて不十分なままであるため、国の行政機関における業務の効率化が図られていない実態にある。 また、「添付書類の削減・省略」や「手数料等の納付手段の多様化」など、「申請・届出等を行う者の負担を軽減する」ことに伴い、国の行政機関における業務の増大と複雑化をさらに招くことも懸念される。 したがって、「オンライン利用の促進」及び「利用者の負担の軽減」にあたっては、それがただちに業務の効率化につながらない実態を踏まえ、より慎重な検討を図るべきである。</p>	<p>御意見ありがとうございます。今後の個別検討にあたって、参考にさせていただきます。</p>
11	全法務省労働組合	<p>共通的取組方針2(5)(利用者の利便性の向上)について とりわけ「利用時間の拡大」にあたっては、国の行政機関における人的体制の拡充や国家公務員の勤務時間の延長などが不可欠となる。 したがって、「利用者の利便性の向上」にあたっては、「国家公務員の総人件費削減」の合理性を再検証し、それら政府方針を是正すべきである。</p>	<p>御意見ありがとうございます。本方針においては、限られた人的資源をより効率的・効果的に活用すべく、業務改革を推進したいと考えております。</p>

「国の行政改革の業務改革に関する取組方針(案)」に対する御意見  
の概要と御意見への考え方及び対応について

12	全法務省労働組合	<p>共通的取組方針1(2)(業務の必要性の見直し)について          国家公務員の人事評価制度の導入に伴い、とりわけ管理職員(幹部職員)などが自らの業績目標を達成するため、「業務の必要性・効率性・有効性」が十分に検証されていない施策などを実施する傾向に陥っており、業務が無秩序に肥大化している。          一方で、総務省は2011年9月、「コスト意識を持った効率的な業務運営等に向けてとられた行動が適切に評価される」よう、同年10月以降の人事評価制度の運用にあたって各府省に依頼を行っている。          したがって、「業務の必要性の見直し」にあたっては、こうした人事評価制度の弊害を解消する観点を重視すべきである。</p>	<p>御意見ありがとうございます。今後の業務改革の推進にあたっての参考にさせていただきます。</p>
13	全法務省労働組合	<p>共通的取組方針1(3)(業務の実施体制の見直し)について          国家公務員が絶対的に不足していることは明確であり、すでに政府の定員管理政策が破綻しているといわざるを得ず、なおも「定員配置の適正化」「機動的な人員配置」「職員1人当たりの業務量の格差の是正」などといった「業務の実施体制の見直し」が行われるようなことがあれば、行政サービスの低下を招くことが必至である。          したがって、「国民にとって真に必要な行政サービスを提供」していくためには、「国家公務員の総人件費削減」の合理性を再検証し、それら政府方針を是正するとともに、「業務の実施体制の見直し」にあたっては、より慎重な検討を図るべきである。</p>	<p>御意見ありがとうございます。本方針においては、限られた人的資源をより効率的・効果的に活用すべく、業務改革を推進したいと考えております。</p>
14	全法務省労働組合	<p>共通的取組方針1(4)(民間能力等の活用)について          市場化テストの問題は、公共サービスの「経費の削減」(国家公務員の総人件費削減)以外に何も実現できないまま推移していることと、これまで指摘されている弊害などが、その「経費の削減」すら相殺するほどに深刻化していることであり、民間労働者が公共サービスに直接的に従事することの矛盾とともに、その劣悪な労働条件を放置している国の行政責任の在り方として問われている。          したがって、「民間能力等の活用」にあたっては、「市場化テストの構造的欠陥と公務・公共サービスの拡充に向けた対応策」を踏まえ、より慎重な検討を図るべきである。</p>	<p>御意見ありがとうございます。今後の業務改革の推進にあたっての参考にさせていただきます。</p>
15	—	<p>より必要性・有効性の高い業務に必要な資源を集中させるとともに、従来行政が担っていたサービスの提供機能を民間にも開放し、官民の協働により利便性の高いサービスを提供することや、世界最先端のICT国家の実現を目指し、行政の各分野でICTを最大限に活用することが求められている。</p>	<p>御意見ありがとうございます。今後の業務改革の推進にあたっての参考にさせていただきます。</p>